

改正省エネ法に基づく 「第2種特定建築物に対する省エネ措置の届出義務」 が4月1日より施行となりました

改正省エネ法に基づき、平成22年4月1日より、第2種特定建築物に対する省エネ措置の届出、ならびに、省エネ措置の維持保全状況の報告義務(住宅を除く)が施行となりました。
これに伴い、RC造・鉄骨造の低層集合住宅や、これまで断熱措置が不十分であった事務所、店舗などの建築物の断熱強化が期待されます。

建物の規模	改正の概要
第1種特定建築物 (床面積2,000m ² 以上) 平成21年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> ●新築・増改築・大規模修繕などの際に省エネ措置を所管行政庁に届出義務 ●省エネ措置が著しく不十分⇒指示、公表、命令(罰則100万円以下) ●省エネ措置の維持保全状況を所管行政庁に定期報告 ●維持保全が著しく不十分⇒勧告
第2種特定建築物 (床面積300m ² 以上、 2,000m ² 未満) 平成22年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> ●新築・増改築・大規模修繕などの際に省エネ措置を所管行政庁に届出義務 ●省エネ措置が著しく不十分⇒勧告 ●省エネ措置の維持保全状況を所管行政庁に定期報告(住宅を除く) ●維持保全が著しく不十分⇒勧告
床面積300m ² 未満 平成21年4月1日施行	一定規模以上の住宅供給事業者(新築住宅を150戸/年)による新築住宅の省エネ性能の向上を促す措置⇒不十分の場合は勧告⇒従わない場合は公表、命令、罰則 ・省エネ達成率目標年次:平成23年4月1日

☆簡易ポイント法の概要(外皮、窓等の熱損失の防止)☆

改正省エネ法に基づく省エネ基準の改正に伴い、2000㎡未満の建築物の省エネ措置を評価する方法として、新たに「簡易ポイント法」が制定されました。

この「簡易ポイント法」のうち、建築物の外壁、窓等に関しては、①外壁の断熱性能、②窓の断熱性能と日射遮蔽性能、の評価点の合計に、建築物の用途及び地域の区分に応じた値を加えた数値が100以上となることが求められています。

尚、「簡易ポイント法」においては、屋根はすべて断熱が施されていることが前提とされており、屋根断熱がない場合は簡易ポイント法は利用できません。(屋根の断熱性能に関する評価点はありません。)

①外壁の断熱性能に関する評価点、及び、スタイロフォームの換算厚み(mm)

地域	措置状況	点数	B1	B2	EK-II E-ス-II
一般地域	外壁の厚さが20mm以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	65	30	25	20
	外壁の厚さが15mm以上20mm未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	55	25	20	15
	上記に掲げるもの以外	0			
寒冷地域	外壁の厚さが40mm以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	50	60	50	40
	外壁の厚さが20mm以上40mm未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	35	30	25	20
	上記に掲げるもの以外	0			

一般地域:北海道、青森県、岩手県、秋田県、沖縄県、鹿児島県トカラ列島・奄美大島、東京都小笠原支庁を除く地域
寒冷地域:北海道、青森県、岩手県、秋田県

注)吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材の熱伝導率をλ =0.029(W/m・K)として換算。

②窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能に関する評価点

地域	項目	措置状況	点数
一般地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	40
		窓面積比率が20%以上40%未満	25
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	35
		複層ガラス(低放射複層ガラスを除く)を採用	30
		上記に掲げるもの以外	0
寒冷地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	25
		窓面積比率が20%以上40%未満	20
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	15
		上記に掲げるもの以外	0
		上記に掲げるもの以外	0
暑熱地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	50
		窓面積比率が20%以上40%未満	35
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	高性能熱線反射ガラスを採用	20
		熱線反射ガラスを採用	10
		上記に掲げるもの以外	0
	水平ひさし	出寸法が1.0m以上	20
		出寸法が0.5m以上1.0m未満	15
		出寸法が0.5m未満	0

- 「窓面積比率」とは、外壁に占める窓の面積の割合をいう。
- 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、JISR3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める垂直放射の値が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。
- 「複層ガラス」とは、JIS R 3209(複層ガラス)に規定する複層ガラスをいう。
- 「高性能熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221(熱線反射ガラス)に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が2種又は3種のものをいう。
- 「熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221(熱線反射ガラス)に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が1種のものをいう。

暑熱地域：沖縄県、鹿児島県トカラ列島・奄美諸島、東京都小笠原支庁

③用途及び地域による評価点

用途	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
(1)ホテル等 ホテル、旅館、その他これらに類するもの	40	35	85
(2)病院等 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの	25	40	50
(3)物品販売業を営む店舗等 百貨店、マーケット、その他これらに類するもの	30	35	45
(4)事務所等 事務所、官公署(警察署、消防署等)図書館、博物館、その他これらに類するもの	35	55	50
(5)学校等 小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの	35	55	50
(6)飲食店等 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー、その他これらに類するもの	40	40	65
(7)集会所等 公会堂、集会場、ポーリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ屋、その他これらに類するもの	40	40	65
(8)工場等 工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、その他これらに類するもの	なし	なし	なし

【ポイント計算例】

(例)一般地域に建設される「事務所ビル」

(断熱材：スタイロフォームEK-II・25mm、窓：面積比率=30%、ガラスの種類=単板ガラス)

①外壁の断熱性能に関する評価点	65点
②窓の断熱性能に関する評価点	25点
③用途及び地域による評価点	35点
評価点の合計	125点